

協議項目 15 「審議会等の取扱いに関すること」

協議項目 15 「審議会等の取扱いに関すること」について、次のとおり定める。

平成 20 年 7 月 3 日提出

前橋市・富士見村合併協議会
会長 高木 政夫

審議会等の取扱い

富士見村に置かれている審議会等は、原則として前橋市の審議会等に統合するものとする。

なお、独自に置かれている審議会等については、実態を考慮し整備するものとする。

審議会等の委員構成については、必要により富士見村の地域性に配慮した適切な措置を講ずるものとする。